

令和2年6月4日提出

令和2年6月市議会定例会議案

木更津市

令和2年6月市議会定例会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第37号	専決処分の承認を求めることについて	財務部	別冊
議案第38号	令和2年度木更津市一般会計補正予算（第2号）	財務部	別冊
議案第39号	木更津市農業委員会委員の過半数を農業委員会等に関する法律第8条第5項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イからヌまでに掲げる者とする事について	農業委員会	1
議案第40号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	2
議案第41号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	3
議案第42号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	4
議案第43号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	5
議案第44号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	6
議案第45号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	7
議案第46号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	8
議案第47号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	9
議案第48号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	10
議案第49号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	11
議案第50号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	12

議案第 5 1 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	13
議案第 5 2 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	14
議案第 5 3 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	15
議案第 5 4 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	16
議案第 5 5 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	17
議案第 5 6 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	18
議案第 5 7 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	19
議案第 5 8 号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	市長公室	20
議案第 5 9 号	木更津市固定資産評価審査委員会条例及び木更津市行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	総務部 財務部	21
議案第 6 0 号	木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について	財務部	27
議案第 6 1 号	木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について	市民部	38
議案第 6 2 号	木更津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	市民部	39
議案第 6 3 号	木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	40
議案第 6 4 号	木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	健康こども部	42
議案第 6 5 号	木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	福祉部	44
議案第 6 6 号	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	環境部	46

議案第 6 7 号	木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	48
議案第 6 8 号	工事請負契約の締結について	総務部	50
議案第 6 9 号	工事請負契約の締結について	総務部	51
議案第 7 0 号	市道路線の認定について	都市整備部	52

議案第 39 号

木更津市農業委員会委員の過半数を農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号イからヌまでに掲げる者とする
ことについて

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 1 号の規定により、木更津市農業委員会委員の過半数を農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 5 項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号イからヌまでに掲げる者とする
ことについて、議会の同意を求めらる。

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に 8 を乗じて得た数を下回ることから、木更津市農業委員会委員の過半数を農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 5 項各号に掲げる者又は農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 1 号イからヌまでに掲げる者としようとするものである。

議案第40号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	安 藤 一 男	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員安藤一男氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第41号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	山 口 進	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員山口進氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第42号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	杉 山 孝	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員杉山孝氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第43号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	地 曳 功 一	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員地曳功一氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第44号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	清 水 宏 益	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員清水宏益氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第45号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	江 尻 幸 子	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員江尻幸子氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第46号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	高 橋 勇	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員高橋勇氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第47号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	吉 田 和 義	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員吉田和義氏の任期満了に伴い、同氏を再度委員に任命しようとするものである。

議案第48号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	篠 田 一 男	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に篠田一男氏を新たに任命しようとするものである。

議案第49号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	竹 内 和 雄	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に竹内和雄氏を新たに任命しようとするものである。

議案第50号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	金 子 一 夫	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に金子一夫氏を新たに任命しようとするものである。

議案第 5 1 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	平 野 眞 一	□□□□□□□□□□

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に平野眞一氏を新たに任命しようとするものである。

議案第 5 2 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	庄 司 英 実	□□□□□□□□□□

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に庄司英実氏を新たに任命しようとするものである。

議案第53号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	山 口 登志雄	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に山口登志雄氏を新たに任命しようとするものである。

議案第54号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	地 曳 昭 裕	□□□□□□□□□□

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に地曳昭裕氏を新たに任命しようとするものである。

議案第 55 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	齋 藤 洋 一	□□□□□□□□□□

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に齋藤洋一氏を新たに任命しようとするものである。

議案第 56 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	林 憲 司	□□□□□□□□□□

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に林憲司氏を新たに任命しようとするものである。

議案第 57 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	小 川 均	□□□□□□□□□□

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に小川均氏を新たに任命しようとするものである。

議案第 58 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

木更津市水産振興計画策定検討委員会	木更津市水産振興計画の策定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者	20 人以内	1 年以内
-------------------	---	-------------------	-------------------------	--------	-------

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

木更津市水産振興計画策定検討委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 59 号

木更津市固定資産評価審査委員会条例及び木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市固定資産評価審査委員会条例及び木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 4 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市固定資産評価審査委員会条例及び木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

(木更津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 木更津市固定資産評価審査委員会条例（昭和 26 年木更津市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項第 2 号中「情報通信技術利用法第 4 条第 1 項」を「情報通信技術活用法第 7 条第 1 項」に、「同項」を「情報通信技術活用法第 6 条第 1 項」に改め、同条第 2 項第 3 号中「情報通信技術利用法第 3 条第 1 項」を「情報通信技術活用法第 6 条第 1 項」に改める。

(木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 21 年木更津市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、「、市民の利便性の向上を図るとともに」を削り、「に資する」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第 2 条第 5 号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第 9 条を第 13 条とし、第 8 条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条中「少なくとも毎年度 1 回、市の機関が」を削り、「使用して行

わせ、又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の次に「市の機関に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に、「公表」を「随時公表」に改め、同条を第12条とし、第7条を削る。

第6条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(適用除外)

第9条 次に掲げる手続等については、第5条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第11条 市は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第5条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第7条とする。

第4条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同項にただし書として次のように加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式により表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「する書面等」を「する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知

等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第6条とする。

第3条第1項中「市の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「して行わせる」を「する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「する書面等」を「する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受け」に改め、同条第5項中「第1項の場合において、市の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

6 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において証紙による方法その他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

7 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第

1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第7項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第6項までにおいて同じ。）」とする。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（情報システム整備計画）

第3条 市は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る市の機関の情報システム（以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成するものとする。

2 市長は、情報システム整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。

（情報システムの整備）

第4条 市の機関は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。

2 市の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する市の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第5条及び第6条の規定は、令和2年10月1日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等に

については、新条例第7条又は第8条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第60号

木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について
木更津市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例等の一部を改正する条例
(木更津市税条例の一部改正)

第1条 木更津市税条例(昭和36年木更津市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「に

よつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻きたばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たば

こを除く。）」を加える。

第96条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

第141条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条の2の2第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4

項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2中第27項を第26項とする。

附則第9条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第10条、第11条、第11条の3及び第13条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第15条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則第17条から第17条の5までの規定、第18条、第19条及び第19条の2中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第22条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

第2条 木更津市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第34条の4第3項中「、同条第4項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在」を削る。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第11項を第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第14項を第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項

とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（木更津市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 木更津市税条例の一部を改正する条例（平成27年木更津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第4条 木更津市税条例の一部を改正する条例（平成29年木更津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（木更津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成30年木更津市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第9条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第6条 木更津市税条例等の一部を改正する条例（令和元年木更津市条例第7号）の一部を次の

ように改正する。

第2条のうち、木更津市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第2条中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第4条中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中木更津市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中木更津市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第3条の2の2第1項、第15条第1項及び第15条の2第3項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中木更津市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の木更津市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、

なお従前の例による。

- 2 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
 - 3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。
 - 4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
 - 5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。
- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人

の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項並びに附則第8条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条

第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第22条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第61号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険税条例（昭和50年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第9項及び第10項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第9項及び第10項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の木更津市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第62号

木更津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

木更津市後期高齢者医療に関する条例（平成20年木更津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第2条の改正規定は公布の日から、附則第2条の改正規定及び次項の規定は令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和2年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第4号）の施行に伴い、及び地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による延滞税の割合の特例に準じ、延滞金の割合の特例を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第63号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（同項第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第64号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年木更津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則第2項中「令和2年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（設備の基準に関する経過措置）

- 2 木更津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和2年木更津市条例第 号）の施行の日（第4項において「2年施行日」という。）から令和5年3月31日までの間、第9条第2項の規定の適用については、同項中「おおむね1.65平方メートル以上でなければならない」とあるのは、「おおむね1.65平方メートル以上となるよう努めなければならない」とする。

附則に次の1項を加える。

（支援の単位に関する経過措置）

- 4 2年施行日から令和5年3月31日までの間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「おおむね40人以下とする」とあるのは、「おおむね40人以下となるよう努めなければならない」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）の施行等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第65号

木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年木更津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「重度の知的障害者及び身体障害者」を「重度心身障害者」に改める。

第2条第1項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級である者
第3条第1項第1号を次のように改める。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者

イ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により他の後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者となる者

ウ 身体障害者福祉法第9条第2項及び第3項又は知的障害者福祉法第9条第2項及び第3項の規定により他の市町村が援護を行なっている者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項及び第4項（同法第52条第2項及び第76条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定により他の市町村が支給決定を行なっている者

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、同条に規定する入院、入所又は入居前に本

市に住所を有していたと認められる者

第3条第1項第4号中「第9条第2項」の次に「及び第3項」を加え、「（平成17年法律第123号）」を削り、「第19条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療の被保険者となる者であつて、本市の区域内に住所を有するとみなされる者

第3条第1項に次の1号を加える。

- (6) 前各号の規定にかかわらず、本市に住所を有し、第1号アからエまでのいずれかに該当する者のうち、他の市町村による重度心身障害者に係る医療又はこれに類するものの助成を受けることができない者で、市長が特に必要と認める者

第3条第2項に次の1号を加える。

- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例の適用除外）

- 2 施行日前にこの条例による改正後の木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第2条第1項第4号に該当する者については、木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）第3条第7項の規定は、適用しない。

（準備行為）

- 3 第5条の申請及び認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

提案理由

重度心身障害者に対する医療費の助成の範囲に精神障害者を追加すること等のため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第66号

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

「

別表第1中	20キログラムまでごとに 130円	を
	20キログラムまでごとに 180円	

」

「

20キログラムまで 200円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとにつき 65円	に改める。
20キログラムまで 300円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとにつき 90円	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、令和3年4月1日以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

提案理由

一般廃棄物の処理に関する手数料を見直し、受益者負担の適正化を図るため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第67号

木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例の一部を改正する条例

(木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第1条 木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和59年木更津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、附則第3項中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合(平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合をいう。))が」に、「同項規定」を「同項の規定」に、「附則第2項」を「附則第3項」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

(木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例の一部改正)

第2条 木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例(平成14年木更津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 次に掲げる規定は、それぞれの延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、それぞれなお従前の例による。

- (1) 第1条の規定による改正後の木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定

- (2) 第2条の規定による改正後の木更津市公共下水道の事業認可区域外から公共下水道への流入に関する条例附則第4項の規定

(過誤納金に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の木更津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する過誤納金について適用し、同日前の期間に対応する過誤納金については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による延滞税の割合の特例に準じ、延滞金等の割合の特例を定めるため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第68号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 木更津市立小学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業
- 2 工 事 場 所 木更津市中央一丁目11番1号ほか16校
- 3 工 事 概 要 校内高速大容量の通信ネットワークの整備
- 4 契 約 金 額 256,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 5 契約の相手方 木更津市富士見一丁目7番8号
小峯電業株式会社木更津支店
木更津支店長 小川 繁春
- 6 契約の方法 随意契約

提案理由

木更津市立小学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業の工事請負契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第69号

工事請負契約の締結について

市は、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 木更津市立中学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業
- 2 工 事 場 所 木更津市中央一丁目10番1号ほか11校
- 3 工 事 概 要 校内高速大容量の通信ネットワークの整備
- 4 契 約 金 額 165,440,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 5 契約の相手方 木更津市請西南五丁目25番地18
六幸電気工業株式会社
代表取締役 嶋野 貞雄
- 6 契約の方法 随意契約

提案理由

木更津市立中学校G I G Aスクール校内通信ネットワーク整備事業の工事請負契約の締結に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第70号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和2年6月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 1 3 4 7 号 線	中島字呑堀2339番16地先
		中島字呑堀2339番9地先
2	市 道 2 5 0 2 号 線	中里字宝530番6地先
		中里字宝530番5地先
3	市 道 4 4 1 0 号 線	畑沢南三丁目16番4地先
		畑沢南三丁目16番26地先
4	市 道 4 4 1 1 号 線	畑沢南三丁目16番36地先
		畑沢南三丁目16番42地先
5	市 道 4 4 1 2 号 線	畑沢南三丁目16番52地先
		畑沢南三丁目16番58地先
6	市 道 4 4 1 3 号 線	畑沢南三丁目16番68地先
		畑沢南三丁目16番74地先
7	市 道 4 4 1 4 号 線	畑沢南三丁目16番8地先
		畑沢南三丁目16番8地先
8	市 道 7 9 9 5 号 線	請西南二丁目16番33地先
		請西南二丁目16番36地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。